○経済産業省環境省令第四号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第九十六号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三号中「第九項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「交付金又は利子補給金」を「交付金若しくは利子補給金」に改め、「利子補給金の交付」の下に「、拠出金の拠出又は分担金の支出」を加える。

第四号中「第九条第一号」の下に「及び第三号」を加え、「交付金又は利子補給金」を「交付金若しくは利子補給金」に改め、「利子補給金の交付」の下に「又は分担金の支出」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	四二、二二四人	
観光庁	一〇三人	
気象庁	五、五三九人	
運輸安全委員会	一七八人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一二、六三六人	
合　計	六〇、六八〇人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区　分	期　間	定　員
本　省	平成二十二年九月三十日までの間	四二、四五八人

○国土交通省令第二十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十四条の二」に改める。

第五条第一項中「並びに企画調整官」を「及び企画調整官二人並びに」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「企画官」の下に「、地方企画調整官」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　地方企画調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第十六条の見出し及び同条第一項中「国際連携交渉官」の下に「、海外運輸プロジェクト推進官」を加え、同条第二項中「及び政策統括官」を「、政策統括官及び海外運輸プロジェクト推進官」に改め、同条第九項中「以下次項、第十一項及び第十三項」を「次項、第十二項及び第十四項」に改め、同条第十一項中「第十二項、第十四項、第十五項及び第十七項」を「第十三項、第十五項、第十八項、第十七項及び第十九項」に、「及び国際協力調整官」を「、国際協力調整官及び海外運輸プロジェクト推進官」に改め、同条第十三項中「関する事務」の下に「（海外運輸プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十五項中「国際交通交渉官」の下に「及び海外運輸プロジェクト推進官」を加え、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十八項中「及び国際協力政策企画官」を「、国際協力政策企画官及び海外運輸プロジェクト推進官」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項第一号中「及び国際協力調整官」を「、国際協力調整官及び海外運輸プロジェクト推進官」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「政策統括官」の下に「及び海外運輸プロジェクト推進官」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　海外運輸プロジェクト推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外事業活動の推進に係るものに関する特定事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（政策統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十四条第四項第一号中「並びにマンション」を「、マンション」に改め、「限る。）」の下に「並びに賃貸住宅（公営住宅を除く。）の管理（賃貸住宅を管理する事業に関連するものに限る。）」を加え、同項第二号中「除く。）」の下に「並びに賃貸住宅を管理する事業を行う者の監視に関すること」を加える。

第四十二条の四の見出し中「鑑定評価指導室」の下に「並びに地価調査企画調整官」を加え、同条第一項中「鑑定評価指導室」の下に「並びに地価調査企画調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

9　地価調査企画調整官は、命を受けて、地価調査課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

第五十八条の見出し及び同条第一項中「訟務調整官」を「法務調査官」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること

二　河川等及び海岸（港湾に係る海岸を除く。）に係る争訟に関する事務で特定事項に関すること